

豊田市後援等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市（以下「市」という。）が、教育、芸術、文化、スポーツ、産業、福祉等、各般にわたって市民福祉の向上を図るため、団体又は個人が主催する事業について、後援、共催又は市長賞の交付（以下「後援等」という。）を行う場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(後援等の区分)

第2条 市が行う後援等は、次の区分によるものとする。

- (1) 共催 当該事業が、市の施策の推進に寄与し、企画及び実施に参画することが適当な事業に対して、市が主催者の一員に加わること。
- (2) 後援 当該事業が、市民の教育、芸術、文化、スポーツ、産業及び福祉の向上に寄与し、奨励することができる事業に対して、市が名義の使用を認めること。
- (3) 市長賞の交付 市民の教育、芸術、文化、スポーツ、産業及び福祉の向上に寄与し、奨励することができる事業に対して、市が予算の範囲内において賞状又は記念品等を交付すること。

(後援等の基準)

第3条 後援等は、次の各号の全てに該当する事業に対して行う。

- (1) 目的及び内容が明確なもの。
- (2) 主催者が適格なもの。
- (3) 広く市民を対象とし、原則として市内で開催されるもの。ただし、市が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援等を行わないものとする。

- (1) 特定の政治団体又は宗教若しくは宗派を宣伝し、支持し、又は反対する意図があると認められるもの。
- (2) 営利又は商業宣伝の意図があると認められるもの。ただし、市が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの。
- (4) 暴力団と関係があり、又はそのおそれがあるもの。
- (5) 政治的中立性を損なうおそれがあるもの。
- (6) その他後援等を行うことが不相当と認められるもの。

(申請)

第4条 市の後援等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該事業開催日又は印刷物に市名が使用される場合は、その印刷予定日の一か月前までに、名義後援及び賞交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を市に提出しなければならない。ただし、市が特別な事由

があると認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の名義後援及び賞交付申請書の提出は、「あいち電子申請・届出システム」による届出をもってこれに代えることができる。
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 当該事業の目的及び内容を明確に知ることができる書類
 - (2) 規約、定款等、主催者の概要を明らかにすることができる書類。ただし、本市で前年度後援等を受けた実績がある場合は、省略できるものとする。
 - (3) 当該事業の収支予算書等、徴収目的が適正かつ明確で、利益がないことを証明できる書類
 - (4) ポスター、チラシ等の印刷物に市名を使用する場合は、その原稿

(承認書の交付)

- 第5条 市は、前条の規定により後援等の申請があったときは、その内容を審査し、承認することが適当と認めるときは、後援等承認書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。この場合において、市が必要と認めるときは、条件を付することができる。
- 2 申請者は、提出した申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに再申請しなければならない。ただし、軽微な変更については、口頭による申し出で足りるものとする。

(賞の交付)

- 第6条 市長賞の交付内容は、次に定めるとおりとする。ただし、第1号と第2号に掲げるものを合わせて交付することができる。
- (1) 賞状
 - (2) トロフィー、記念品等の副賞
- 2 一事業において部門分けがある場合は、部門の数に応じて市長賞を交付することができる。ただし、第1項第2号については2部門各1点を上限とする。
 - 3 一会計年度における同一の主催者の事業に対する交付は、年2回までとする。
 - 4 市から補助金、負担金等を受けている事業に対しては、第1項第2号に掲げるものを交付しないものとする。
 - 5 その他、市が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(承認の取消し等)

- 第7条 市は、後援等を承認した事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援等の承認を取り消すものとする。
- (1) 申請書の記載事項に虚偽が判明したとき。
 - (2) 第3条第1項の規定に違反することが判明したとき。
 - (3) 第3条第2項の規定に該当することが判明したとき。
 - (4) 承認の際に付した条件に違反したとき。
- 2 事業実施後において、第3条第2項の規定に該当することが判明したときは、今後、その主催者に対する後援等を行わないこととする。

(事業終了後の報告)

第8条 市は、後援を受けて事業を実施した者に対し、事業の終了後、事業実施報告書の提出を求めることができる。

2 市長賞の交付を受けた者は、受賞者の決定後速やかに、豊田市長賞受賞者報告書(様式第3号)を市に提出しなければならない。

(所管課)

第9条 後援等に関する事務は、秘書課において行う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の豊田市後援等取扱要綱第5条の規定に基づいて作成されている後援等申請書は、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月15日から施行する。